



「児童手当現況届」の提出はお済みですか

児童手当を受給している人は、6月末日までに「児童手当現況届」の提出が必要でした。

この届けは、6月1日現在の状況を記入し、児童手当の受給資格が引き続きあるかを確認するためのものです。提出がない場合は、10月の定期支給ができなくなりますので、早めに提出してください。

対象の人には、6月上旬に通知を発送しています。該当と思われる人で通知が届いていない人は、問い合わせください。

※公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

受付窓口

- ・総和庁舎子育て支援課
- ・古河庁舎市民総合窓口室
- ・三和庁舎市民総合窓口室

問 ㊟子育て支援課

通知カード マイナンバーカードをお受け取りください

【通知カード】

平成27年10月5日現在で古河市に住所がある人にマイナンバーの通知カードを送付しました。宛先不明や郵便局での保管期限切れで市役所に返戻されてしまったカードがあります。返戻されたカードは市役所で一定期間保管しています。受領され

ていない人は問い合わせのうえ、早急にお受け取りください。

【マイナンバーカード】

マイナンバーカードの申請をした人には、随時「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」のハガキを送付し、窓口でカードの交付を行っています。ハガキが届いた人は忘れずにお受け取りください。

なお、平成28年4月までに申請をし、まだハガキが届いていない人は問い合わせください。

カード交付場所

- ・総和庁舎市民総合窓口課
- ・古河庁舎市民総合窓口室
- ・三和庁舎市民総合窓口室

問 ㊟市民総合窓口課

㊤㊦市民総合窓口室

70歳未満の国保加入者の 「国民健康保険限度額適用認定証」等のご案内 ～高額な医療費の窓口負担を軽減します～

国民健康保険被保険者で医療費が高額になると見込まれる場合は、あらかじめ「限度額認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を市に申請し、医療機関に認定証を提示することで、窓口での負担は下表の自己負担限度額（月額）までとなります。

対象

70歳未満の国民健康保険被保険者

交付要件

- ・国民健康保険税の滞納がないこと
- ・住民税未申告世帯でないこと

更新 現在交付されている「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日（日）です。自動更新ではないため、8月以降も引き続きこれらの認定証を使用する場合は、再度申請してください

申請に必要なもの（新規・更新共通）

- ・認定証が必要な人の保険証
- ・世帯主の印鑑
- ・窓口に来る人の本人確認ができるもの

申込 問 ㊤国保年金課

㊟市民総合窓口課

㊦市民総合窓口室

自己負担限度額（月額）

| 区分 | 所得要件（基礎控除後の所得） | 3回目まで | 4回目以降※ |
|----|----------------|------------------------------|----------|
| ア | 901万円超 | 25万2,600円+（医療費－84万2,000円）×1% | 14万100円 |
| イ | 600万円超 901万円以下 | 16万7,400円+（医療費－55万8,000円）×1% | 9万3,000円 |
| ウ | 210万円超 600万円以下 | 8万100円+（医療費－26万7,000円）×1% | 4万4,400円 |
| エ | 210万円以下 | 5万7,600円 | 4万4,400円 |
| オ | 住民税非課税世帯 | 3万5,400円 | 2万4,600円 |

※過去12カ月間に1つの世帯で高額療養費の該当が4回以上あった場合、「4回目以降の自己負担限度額」が適用されます。